

加工食品の原料原産地表示について (その3)

本日議論していただきたい事項

1. 義務表示 (一括表示) の基本原則 (特定の商品に適用されるルール)

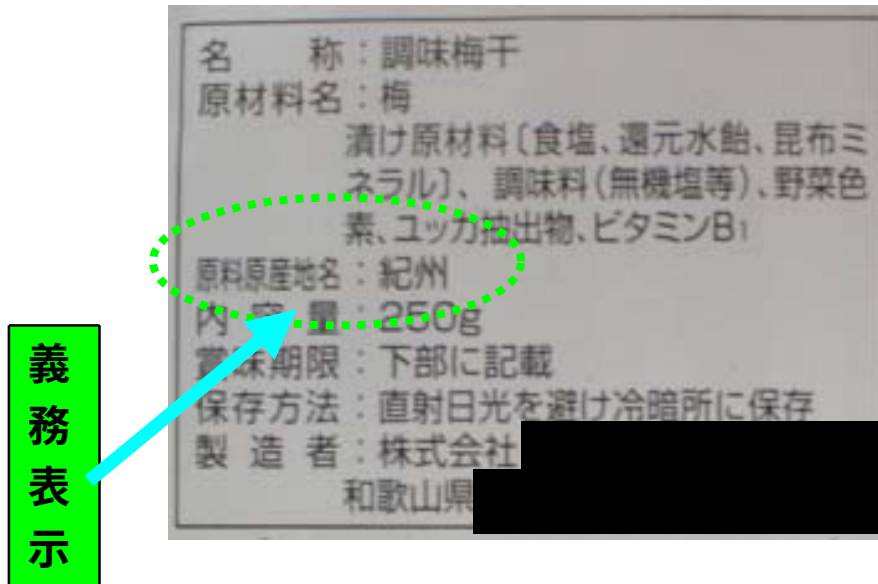
- (1) 商品選定の基本的考え方
- (2) 対象商品の選定

2. 任意表示 (一括表示外) の基本原則 (全ての加工食品に共通のルール)

- (1) 基本的考え方及び対応方向
- (2) 具体的対応例

3. 義務表示の表示方法

現行の義務表示

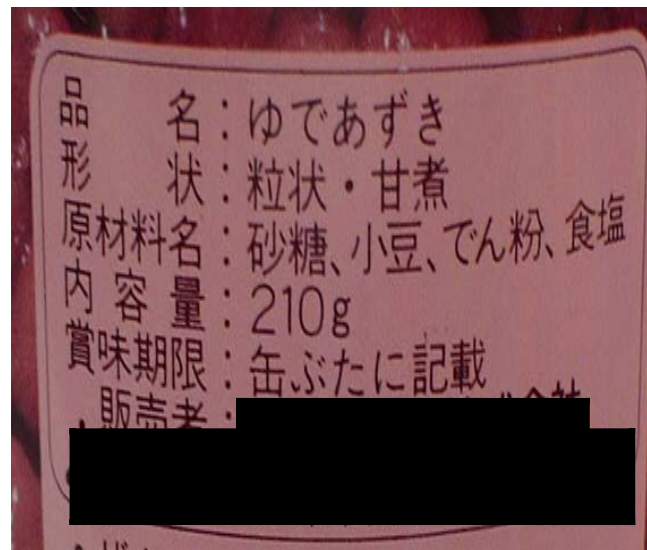


梅干し等の8品目については、表面等に強調表示がされているか否かにかかわらず、原料原産地を一括表示欄内に表示することが義務付けられている。

※原料原産地表示が義務付けられている8品目

農産物漬物、野菜冷凍食品、塩干魚類（あじ・さば）、塩蔵魚類（さば）、うなぎ加工品、塩蔵わかめ、乾燥わかめ、かつお削りぶし

現行の任意表示



原料原産地表示が義務付けられていない品目にあっては、使用した原材料が特定の原産地である等、任意で強調表示を行うことが可能。

この場合、使用割合を併記することが義務付けられており、

①強調表示に近接した箇所

②一括表示欄内

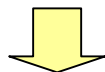
のいずれかの箇所に表示することとなっている。

なお、100%の場合は、使用割合を省略できることとなっている。

○前回の主な議論

(表示対象商品の選定)

全ての加工食品に原料原産地表示を行う必要はなく、一定の考え方に従って表示対象となる商品を選定すべき。



(一定の考え方の要素 (表示対象商品選定の基本原則))

事務局提案

以下の要件を全て満たす品目について検討

- ① 加工の程度が比較的低いこと
- ② (特徴ある)原材料がおおむね原形を留めていること
(→委員から適切でない旨の意見あり)

③ 製品に占める主な原材料の割合が高いこと

(→例えば50%、80%という意見あり)

委員提案

- ④ 原産地に由来する原材料の品質の差異が加工食品としての品質に反映されると一般に認識されていること

1. 義務表示（一括表示）の基本原則

(1) 商品選定の基本的考え方

○原料原産地表示の目的を、以下のとおりとしてはどうか。

「消費者の適切な選択に資する観点から、商品の品質に関する情報を適切に提供し、加工食品の原産地に関する誤認を防止する。」

○この目的に照らした場合、

「④原産地に由来する原材料の品質の差異が加工食品としての品質に反映されると一般に認識されていること」が原料原産地表示の必要性を判断する基本的な要素ではないか。

○具体的には、以下の全てを満たす商品について、実行上の問題点等も考慮しながら表示対象とすべきか否か検討していくこととしてはどうか。

ア. 加工の程度が比較的低い品目

イ. 原材料の調達先が、海外も含め多様である品目

ウ. 製品に占める主な原材料の割合が高い商品（おおむね50%以上）

○「② (特徴ある)原材料がおおむね原形を留めていること」を削除する理由

- 同一品目であっても、原形をとどめているものとそうでないものが存在。
(例: 煎茶と抹茶)
- 原形をとどめていることが、「④原産地に由来する原材料の品質の差異が加工食品としての品質に反映されると一般に認識されていること」の必要十分条件ではないのではないか。
(例えば、加工度が低く原型をとどめている生鮮品に近いもの(魚の干物等)と、原型をとどめていないが、製品の味や栄養価が品質上重要なもの(コーヒー豆等)とでは状況が異なるのではないか。)

○「イ. 原材料の調達先が、海外も含め多様である品目」を追加する理由

- 誤認防止の観点からは、主な原材料の原産国が国産に限られる場合及び国内生産がほとんどなく輸入品が太宗を占める場合等には、表示を義務付ける必要はないのではないか。(例: 国産のみ→牛乳 輸入品が太宗→こしょう)
- 一方、特に近年輸入原料が急増する等、主な原材料の調達先がかつてに比べ大きく変化しているような食品については、消費者が原料の原産地を誤認している場合も多いのではないか。

○「ウ. 製品に占める主な原材料の割合」の考え方

- 主な原材料が単品であるものを想定し、おおむね50%以上としてはどうか。
50%: 主な原材料が、重量比2分の1以上(過半を占める原材料)

(2) 具体的な対象品目の例

ア. 加工の程度が比較的低い品目 かつ

イ. 原材料の調達先として、海外も含め多様である品目 であって、

ウ. 製品に占める主な原材料の割合が高い商品 (おおむね50%以上)

(該当すると考えられる主な品目の例)

ア、イを満たす以下に代表される品目のうち、製品に占める主な原材料の割合がおおむね50%以上の商品について、実行上の問題点等も考慮しながら表示対象とすべきか否か検討していくこととしてはどうか。

○小麦粉 ○農産物缶・びん詰 ○農産物漬物 ○野菜冷凍食品
○乾燥野菜・果実 ○緑茶・麦茶 ○うどん ○もち ○あん ○豆腐
○納豆 ○こんにゃく ○ハム ○素干魚介類 ○塩干魚介類
○煮干魚介類 ○塩蔵魚介類 ○ゆで魚介類 ○水産物漬物 ○こんぶ
○のり ○うに加工品 ○果実・緑茶飲料 等

ア、イを満たす品目としては、上記のほか「刺身盛り合わせ」も該当するが、ウは満たさないことから、義務表示ではなく、別途指針での対応を検討。

2. 任意表示（一括表示外）の基本原則（全ての加工食品に共通のルール）

(1) 基本的考え方及び対応方向

消費者の適切な選択に資する観点から、加工食品の原産地に関する誤認を防止するためには、原産地の表示に関する一般ルールが必要ではないか。

・商品名や強調表示により、原産地に関する（又は想起させる）表示がなされている場合、消費者に誤認を与える可能性が高いのではないか。

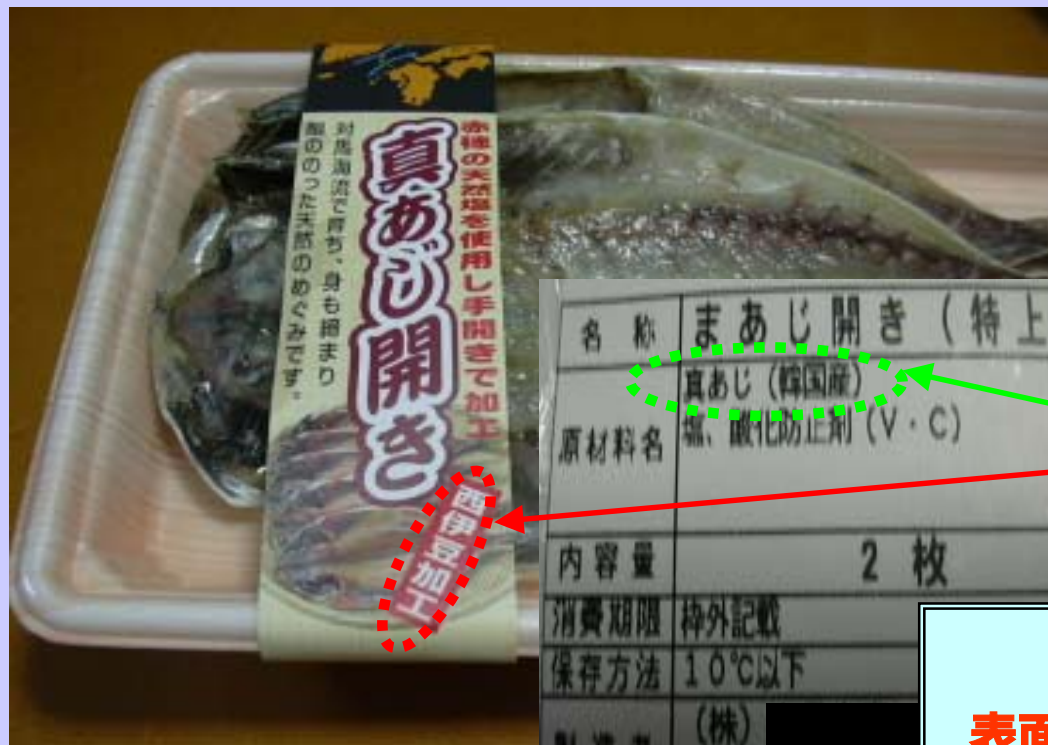
・このため、

全ての加工食品に共通するルールとして、

原産地に関する（又は想起させる）表示がなされている場合には、「加工地（製造地）」なのか、「原料の原産地」なのか明確に表示しなければならない

こととしてはどうか。

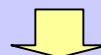
(2) 具体的対応例



例1：表示対象品目（あじの開き）

一括表示外に、強調表示として、
加工地を表示

おもて面の表示（一括表示外）
に、任意の表示として、「西伊
豆加工」と、原料の原産地（韓
国）と異なる地名が表示がされ
ている。



(対応方向の例)

**表面の任意表示に近接した場所に、
「原料原産地：韓国」と表示**

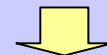
一括表示（あじの開きは、原料原産地の義務表示対象）として「韓国産」と表示されている一方、おもて面の表示（一括表示外）に、任意で「西伊豆加工」と、原料の原産地と異なる地名が表示されている。これが仮に「西伊豆産」となると、消費者に誤認を与える可能性が出てくる。



例2：表示対象外品目（茶）

商品名に産地表示

商品名は「静岡茶」となっているが、「静岡」とは加工地（仕上げ茶）を製造した場所を指すのか、原料茶葉の産地なのか明確でない。
（原料茶葉に関する表示はされていない。）



（対応方向の例）

「静岡茶」の「静岡」の意味を明確化する。

茶の産地表示については、日本茶業中央会を中心に自主基準の検討が行われている。

**例3：表示対象外品目（しらす干し）
生鮮食品的な産地表示**

プライ斯拉ベルに生鮮魚介類同様「和歌山県産」と表示がなされているが、「加工地」なのか、「原料の原産地」なのか不明。



(対応方向の例)

プライ斯拉ベルの「和歌山」の意味を明確化する。（「原料原産地：和歌山沖」又は「加工地：和歌山」と表示）

しらす干しについては、現在、原料原産地表示は義務付けられていないが、自主的に表示を行っている場合が多い。

3. 義務表示の表示方法

原産地が時期により変わったり、複数の原産地のものを混合使用する場合の表示方法をどのように考えるか。(一括表示外も活用すべきではないか。)

- ①代表的な原産国を表示する方法、② 季節的に他の原産国のものを使用する旨表示する方法 等について、どう考えるか。

検討事項

(現行の原料原産地の表示方法(主な原材料が単一の品目))

原材料名の後にかっこ書きで国名を記載。この際、当該商品が複数の原産国の原材料を使用している場合には、重量の多い順に全ての国を記載。



(今後検討すべき表示例)

- ①原料原産地名: ブラジル、コロンビア、その他

[複数混合使用するため、主として使用する2ヶ国のみ表示]

- ②原料原産地名: 中国 (ただし、6月～9月は南半球産を使用することもあります)

[季節変動がある場合その旨を表示]

- ③原料大豆は米国産を中心に、カナダ産、中国産のいずれかを使用します (一括表示外への表示)

[原料の品質によって原産国が変動する場合]